平成２６年（フ）第９２８号
大阪府高槻市氷室町４丁目17番20―104号
債務者　近藤　博厚
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３１号
大阪府三島郡島本町広瀬４丁目５番２―301号
債務者　平井　美恵
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３号
京都府福知山市土師新町４丁目60番地の２
債務者　古口　　学
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
熊本県上益城郡甲佐町大字府領715番地２
債務者　舛田　　潤
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８１号
熊本市北区植木町一木570番地１　アビタシオンジェルメＡ102号、前住所東京都杉並区上荻２丁目28番18号　ラルブル101
債務者　木代成和樹
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８２号
熊本市中央区保田窪１丁目５番37号　キングドム保田窪305号
債務者　今村　　悟
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８６号
熊本市中央区国府３丁目２番10号　スカイコート206号、前住所福岡県大牟田市不知火町３丁目55番地３　サンリヤン不知火301号
債務者　蓮尾　至誠
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８７号
熊本市中央区国府３丁目２番10号　スカイコート206号、前住所福岡県大牟田市不知火町３丁目55番地３　サンリヤン不知火301号
債務者　蓮尾　葉子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０３８号
札幌市南区簾舞３条３丁目５番15―101号
債務者　小川　　済
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５２３号
札幌市南区南沢１条１丁目６番８号
債務者　石井　雅章
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５３２号
北海道江別市大麻園町21番地の５
債務者　榎　　紀子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０９号
札幌市厚別区もみじ台西５丁目８番10号
債務者　舘山　美佳
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１２号
札幌市中央区北５条西12丁目２番地48　マルベリーガーデン512―205号
債務者　大川原武士
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１６号
北海道恵庭市和光町４丁目12番１号
債務者　山下　仁巳（旧姓江田）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４１号
札幌市南区澄川４条２丁目15番11―105号
債務者　和田　　玲
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５６号
札幌市中央区北８条西23丁目２番20―603号
債務者　浦上　佳子（旧姓中上）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７０号
札幌市中央区南22条西８丁目１番28―302号
債務者　倉　　義彰
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９６号
札幌市中央区北９条西24丁目１番15―506号
債務者　茂呂　芳明
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部